

男女共同参画推進フォーラムを開催

「映画監督 松井久子が語る」

市では、男女共同参画社会実現に向けたフォーラムを毎年開催しています。今年度は12月22日(土)にははんプラザで開催し、約370人の皆さんが参加しました。今回は映画監督の松井久子さんの講演「50歳からの挑戦～女性たちの思いを映画に託して～」と松井さんの監督作品である映画「ユキエ」の上映を行いました。



講演では、それまで「男性の仕事」と思っていた映画監督に50歳で挑戦した松井さんが、資金集め等に苦労しながらもアメリカに渡り「ユキエ」を完成するまでの体験談等が披露されました。その中で松井さんは、日本の女性には「自分で決めて、自分で責任を取る」という覚悟がもっと必要であること、家庭の中で夫婦がお互いを尊重し、きちんと向き合うことから始めるのが男女共同参画社会の実現に繋がっていくのだと話されました。

映画「ユキエ」は、初老を迎えたアメリカ人の夫とアルツハイマーに侵された日本人の妻の夫婦愛が美しい映像で描かれ、介護の問題や夫婦のあり方について考えさせられる作品でした。

● 映画「ユキエ」を出前上映します ●

「もう1度見たい」「みんなにも見せたい」等々と思われる方は、地域や団体で「ユキエ」の上映を計画してみませんか。詳しくは男女共同参画推進室までご相談ください。

寸劇で楽しく学んでみませんか

— 男女共同参画推進員出前講座 —

市では、男女共同参画推進員の皆さんと共に「男女共同参画」について寸劇を見ながら楽しく学べる出前講座を実施しています。地域の集まりや、各種団体の研修等どこにでも伺いますので、是非ご利用ください。

問い合わせは男女共同参画推進室までお気軽にどうぞ。



男女共同参画推進員は、現在市内に15名配置されています。地域の男女共同参画推進のために活動をしています。

女性団体活動交流スペースがオープン

まなび学園の別館2階(旧合唱室)に女性団体相互の交流・活動の場として「女性団体活動交流スペース」が設置され、現在13団体が利用しています。

このスペースは、利用団体が連絡会を結成し、自主的に運営しています。

スペースの利用には、団体登録が必要です。利用を希望する場合は、男女共同参画推進室までお問い合わせください。

DV相談窓口一覧

■ 配偶者暴力相談支援センター

◆ 岩手県福祉総合相談センター

(盛岡市本町通三丁目19-1)

平日 8:30～18:00 ☎019-629-9610
夜間 18:00～22:00 ☎019-652-4152
土日祝 9:00～22:00 ☎019-652-4152

◆ 岩手県南広域振興局 花巻総合支局保健福祉環境部

(花巻市花城町1-41)

月～金 8:30～17:00 ☎0198-22-4921
※県内各振興局保健福祉環境部でも相談を受け付けています。

◆ 男女共同参画センター

(盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1)

火・金 9:00～20:00 ☎019-606-1762
それ以外 9:00～16:00

■ 岩手県警察本部

☎#9110または019-653-0110
身の危険を感じたら……迷わず**110番**

※各警察署でも相談を受け付けています。

◆ 花巻警察署生活安全課 ☎0198-23-0110

■ 盛岡地方法務局「女性の人権ホットライン」

月～金 8:30～17:00 ☎019-626-2659

■ もりおか女性センター

月・火・金 10:00～17:00 ☎019-604-3304
水・木 10:00～20:00

■ 花巻市役所

◆ 保健福祉部こども課

婦人相談 ☎0198-24-2111
月～金 9:15～16:00 (内線507・508)

◆ 地域振興部男女共同参画推進室

男女共同参画相談電話 ☎0198-22-2217
月～金 8:30～17:30



ひとりで悩まないで相談してみましょう。秘密は厳守します。 ※相談は無料です。

● We(ウィー)への意見・感想などをお寄せください。

編集 男女共同参画情報紙編集委員
イラスト 大越 佳代子さん

発行 花巻市地域振興部男女共同参画推進室

〒025-8601 花巻市花城町9番30号
TEL 0198-24-2111(内線420)
FAX 0198-22-6995
E-mail danjo@city.hanamaki.iwate.jp
HP http://www.city.hanamaki.iwate.jp



男女共同参画社会の実現に向けて

vol.4

平成20年 3月

はなまき

— 特集 —

知っていますか? ドメスティックバイオレンス Domestic Violence のこと



配偶者暴力防止法が改正されました

国では、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的に、平成13年に「配偶者暴力防止法」を制定し、配偶者からの暴力に係る相談や保護、自立支援等の体制を整備してきました。

この施策を更に推進するため、昨年7月に保護命令制度の拡充や市町村の努力義務を定める等法律の一部改正し、今年1月に施行されました。

We(ウィー)は英語で「私たち」という意味。

男女共同参画社会の実現に向けて「私たちみんなで考え、みんなですすめていきたい」

そんな願いを込めて「We」と名づけました。

知っていますか? ドメスティックバイオレンス Domestic Violence のこと

DVとは

DVは配偶者や恋人などの間で暴力という力で相手を支配することです。被害者の大半は女性です。

DVには、殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的なものなど様々な形態があります。

また、DVにはサイクルがあり、これを繰り返しながら暴力がエスカレートしていきます。

DVには様々な形態があります

精神的暴力

- ・脅す、大声でののしる
- ・何を言っても無視する
- ・性別による役割を決めつける
- ・大切にしているものを壊す
- ・可愛がっているペットをいじめる …など

経済的暴力

- ・生活費を入れない、使わせない
- ・収入を取り上げる
- ・支出を細かく監視する
- ・外で働くことを妨げる …など

身体的暴力

- ・なぐる、ける・平手で打つ
- ・髪を引っばる・首をしめる
- ・ものを投げつける
- ・刃物をつきつけて脅す
- ・やけどをさせる …など

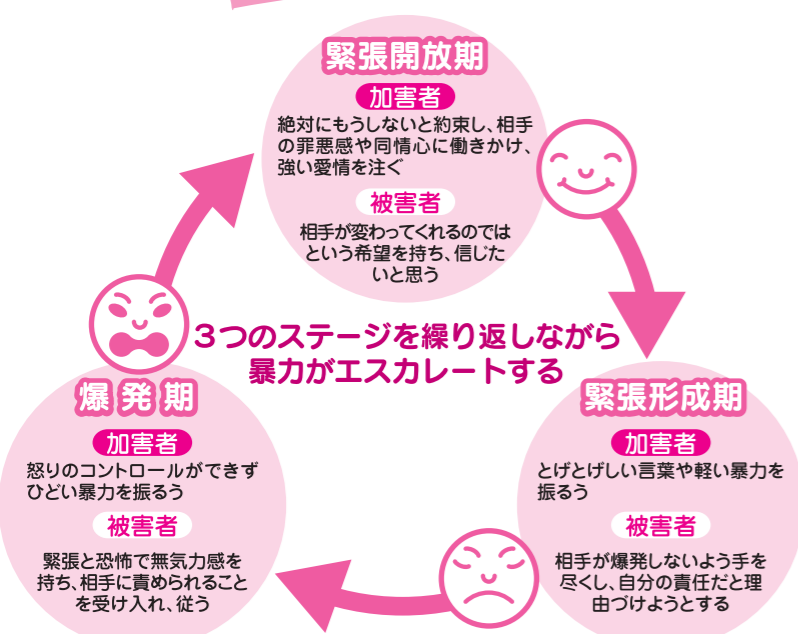
社会的暴力

- ・電話やメールをチェックする
- ・行動を監視する
- ・就業、社会参加などを制限する
- ・親や兄弟姉妹、友人とのつきあいを制限する …など

性的暴力

- ・避妊に協力しない
- ・性的行為を強要する
- ・見たくないのにポルノ雑誌やビデオを見せる …など

DVにはサイクルがあります



※このサイクルがすべてのDVに当てはまるわけではありません。

誰もが安心して暮らせる毎日をめざして

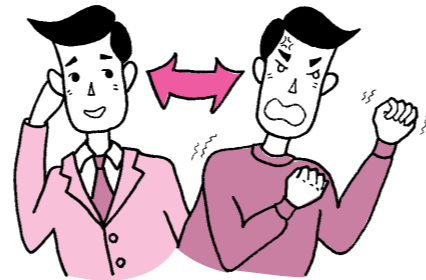
ドメスティック・バイオレンス

Domestic Violenceは、配偶者や恋人等に対する暴力のことで、通常DVと言われます。

DVは決して家庭内のことや個人的なことではなく、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、大きな社会問題です。

今号のWeでは、誰もが安心して暮らせる毎日していくために、DVについて考えます。

暴力を振るう男性は特別の人ではありません



外見が優しそうで、人当たりのよい「まさか!あの人が」という男性が暴力を振るっていることも多く、暴力を振るう男性に特別なタイプはありません。

年齢、学歴、職業、社会的地位などさまざまです。

暴力を振るわれる女性に問題があるわけではありません

暴力を振るう男性は「言うことをきかないから」など、女性にも何らかの原因があるかのように暴力を正当化しますが、どんな理由でも暴力は絶対に許されません。

暴力を振るわれた女性が「私が悪いから…」などと思いつつ悩む必要はないのです。

DVは夫婦げんかとは違います

夫婦げんかではお互いに言ったり、言われたりしますが、DVは強い者と弱い者の立場が決まっています、いつも強いほうが一方的に暴力を振ります。

暴力を受けている女性は逃げないのではなく“逃げられない”のです



暴力を長期間受けている女性は、精神的に追い詰められて自信をなくし、何かをする気力や体力が衰えていきます。

さらに、逃げ出しても生活していけないという「経済的な不安」や子どものために家庭を壊してはならないという「親としての責任感」、見つけて連れ戻された時の「報復への恐怖感」などから逃げられないのです。

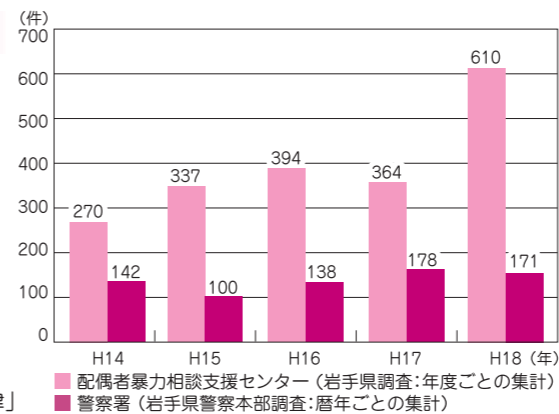
岩手県におけるDV相談の状況

岩手県では配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVに関する相談を受け付けています。

右のグラフは、その配偶者暴力相談支援センターと県内の警察署が受け付けたDVに関する相談件数の推移を表しています。

DVに関する認識の広がりや支援センターの増設もあり、年々相談件数は増えています。

※配偶者暴力防止法…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」



もしDVで悩んでいたら



花巻警察署生活安全課でDV相談を担当している村澤幸男さんにお聞きしました。

● まず相談にいらしてください

「私が悪いから」などと自分を責めたり、一人で悩んだりしないで、すぐに相談にいらしてください。暴力はどんな理由があっても絶対に許されません。あなたが悪いのではないのです。

● あなたの立場に立って相談に乗ります

家庭内の暴力をひとに相談することは、とても勇気がいることです。でも、どうぞ勇気を出してください。あなたの立場に立って話を聞きます。

● 秘密は守ります

あなたの相談内容やあなたが相談にいらしたことは決して他に漏れることはありません。安心して相談にいらしてください。

● 解決に向けていろいろな手立てがあります

相談してもどうにもならないなんて思わないでください。解決に向けて、色々な手立てがあります。不安におびえる毎日から抜け出す道がきっと見つかります。

● 24時間いつでも相談に応じます

専門相談員による相談時間は、9時から18時までです。ただし緊急の場合に備えて、24時間、DVの相談に対応できるようになっています。

● 相談に来られない時は #9110

これは警察本部の安全相談電話です。DVの相談をいつでも受け付けています。

● もしDVを見たり聞いたりしたら

生活安全課にご相談ください。あるいは近くの交番にご相談ください。皆さんの善意を決して無駄にしません。

相談電話

岩手県警察本部安全相談電話

☎#9110 または 019-654-9110

花巻警察署生活安全課

☎0198-23-0110

※DVに関する相談窓口一覧を裏面に掲載しております。